

せい かつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。



せい かつ ほ ご ひつよう か の う せい
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。

こ ま そ う だ ん
お困りのときは、ためらわずにご相談ください。

なんぶ ふくしじむしょ
南部福祉事務所
ちゅうぶ ふくしじむしょ
中部福祉事務所
ほくぶ ふくしじむしょ
北部福祉事務所
みやこ ふくしじむしょ
宮古福祉事務所
やえやま ふくしじむしょ
八重山福祉事務所

tel.098-889-7150

tel.098-938-9709

tel.0980-52-2549

tel.0980-72-3771

tel.0980-82-2330

おきなわけん ほご えんごか
沖縄県保護・援護課
ホームページ



そ う だ ん ま ど く ち
相談窓口



しんろ かんが ちゅうこうせい ほご しゃ
進路について考えている中高生または保護者のみなさんへ
しんろ さっし
進路冊子「○カツ！（まるかつ）」



さくせい 作成
おきなわけん せい かつ ふくし ぶ ほご えんごか ほご じりつし えんはん
沖縄県生活福祉部 保護・援護課 保護・自立支援班

そ う だ ん
どこに相談したらいいかわからない。



なや そ う だ ん
ひとりで悩まず、ご相談ください。 相談無料 秘密厳守

おきなわけん しゅうしょく せい かつ つ せん
沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

なんぶ
南部

tel.098-851-7105

はえばるちょう みやひら
南風原町宮平 496-21 SKSビル 1F

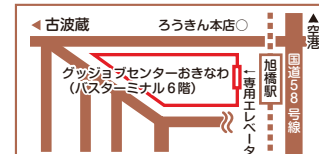


【管轄地域】西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町

なんぶしよ
南部支所

tel.098-917-5407

な は し い す み ざ き
那覇市泉崎 1-20-1-6F(グッジョブセンターおきなわ内)

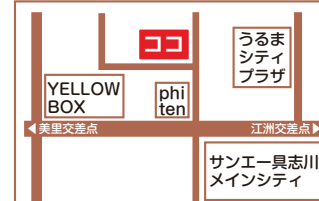


【管轄地域】西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町

ちゅうぶ
中部

tel.098-923-0881

おきなわけん あけみち
沖縄市明道 1-21-5 (1F)

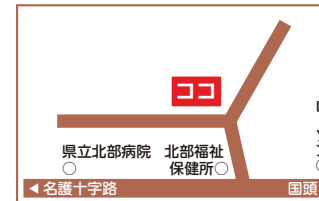


【管轄地域】恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

ほくぶ
北部

tel.0980-43-0240

なごし おおなか
名護市大中 3-9-1 官公労共済会館

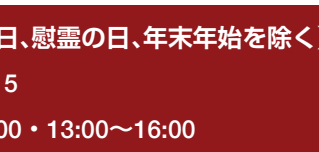
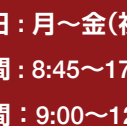


【管轄地域】国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

くめしま
久米島

tel.098-851-8335

くめしま ちやうあざ ぎま くめしま ちやうしゃがいふくしきょうざい
久米島町字儀間 5(久米島町社会福祉協議会内)



開 所 日 : 月～金(祝日、慰霊の日、年末年始を除く)
開所時間 : 8:45～17:15
相談時間 : 9:00～12:00・13:00～16:00

【管轄地域】久米島町

生活困窮者自立支援制度

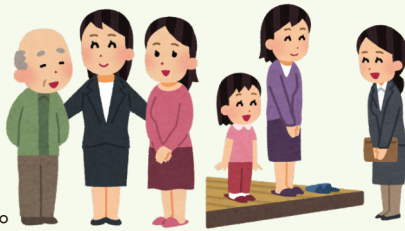
対象となる方

おきなわけんちょうそんぶ きよじゅう しつぎょうなど けいざいてき もんだい せいかつ こま かた はたら
沖縄県町村部に居住している方で、失業等により経済的な問題で生活に困っている方、働くこ
とに不安を抱えている方、家族や身近な人のことで悩んでいる方、住まいのことで悩んでいる方な
ど、生活や就職の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。年齢に制限はございません。

自立相談支援事業 一人ひとりに寄り添い一緒に考え自立に向けた支援を行なっていきます。

1. 生活や就労について困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。
支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、あなた自身が生活を立て直していけ
るように具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、様々な事情で家
から出られない方、地域から孤立している方などに、アウトリーチ(訪問支援等)を通して関わります。

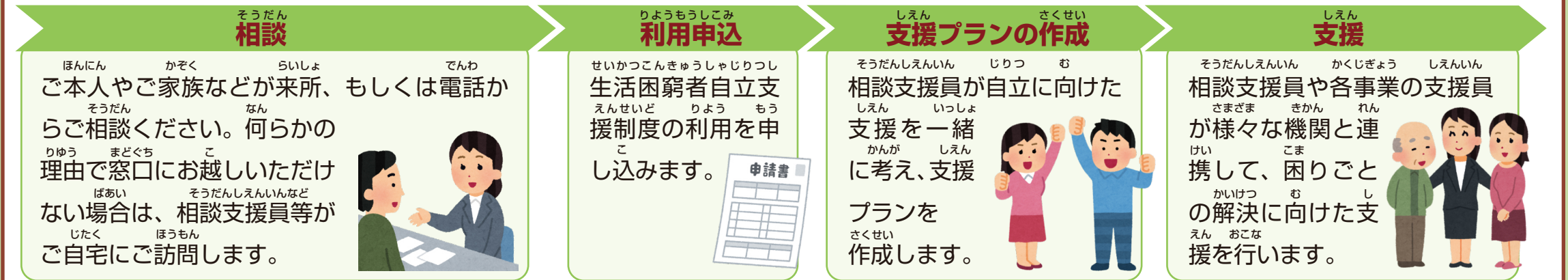
2. 身近な関係機関と連携して支援します。
様々な制度を活用し、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。
どこに相談したらいいかわからない場合でも、適切な窓口を一緒に探します。



制度のご利用にあたって

1. 秘密厳守で、個人情報(ご相談の内容や、ご本人、ご家族の秘密)は守ります。
2. 右側に掲載されている事業のうち、一部事業に限り生活保護受給中の方でも利用が可能です。一定の要件(収入・資産等)を満たした方は一部の事業を利用できます。
3. お金の貸付や給付を目的とした制度ではありません。

相談の流れ



住居確保給付金 家賃相当額を確保して自立

離職・廃業や休業等により収入が減少した方に対し、再就職に向けた活動を要件として家賃額を補助(上限有り)します。また、収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に転居費用を補助(上限有り)します。

※要件あり。審査及び決定は福祉事務所が行います。

就労準備支援事業

自立に向けた基礎能力向上

「社会との関わりに不安がある」、「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに働くことが難しい方に対し、一定期間、プログラムに沿って就労自立等に向けた基本的な能力を養いながら、さまざまな体験の提供を行います。

※要件あり。

就労訓練事業

柔軟な働き方による就労訓練の場の提供。

その方にあったお仕事をするきっかけを提供する就労訓練(いわゆる「中間的就労」)の制度を活用し、自立に向けた支援を行います。

居住支援事業(シェルター事業)

衣食住を確保して自立

住居を持たない方、ネットカフェなどの不安定な居住形態にある方に対し、一定期間必要な衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。また、安定した生活に向けて、不動産業者等と連携し、住まいの確保などのお手伝いも行います。※要件あり

家計改善支援事業

家計状況を「見える化」・お金の困りごとを一緒に考える。

家計のやりくりがうまくいかない方の相談に応じ、収支のバランスや借金の状況を整理し(家計の状況を「見える化」)、自ら家計管理ができるように、支援します。また、家賃、税金、公共料金等の滞納整理や各種制度等の利用に向けた支援も行います。※お金や通帳の預かりはしていません。

子どもの学習・生活支援事業

子どもたちの学びと成長をサポート

各学習支援教室にて、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動できる居場所づくり、進学に関する助言などを行い、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

Notice regarding the provision of consultation services regarding money, employment, housing and other matters related to daily living.

Okinawa Prefecture offers consultation services with specialized consultants. Feel free to talk to us regarding even the smallest of your concerns.